平成 27 年 11 月 18 日

中央労働災害防止協会

総務部長

三富則江

【照会先】

総務部 上席専門役 間 宮 直 樹 (電話)03-3452-6542 (FAX)03-3452-9225

E-mail koho@jisha.or.jp

### ~STOP!労働災害~

# 「安全衛生教育促進運動」を

全国展開 (実施期間: 12/1~4/30)

労災防止・安衛関係団体が連携強化

#### 【運動の概要】

中央労働災害防止協会(中災防)では、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育の重要性を改めて認識し、特に法定の安全衛生教育等の実施を促進するため、平成25年度から「安全衛生教育促進運動」を主唱しているが、本年度は、「平成27年度安全衛生教育促進運動実施要領」(別添)に基づき、平成27年12月1日から平成28年4月30日までを運動期間として実施する。

#### 【運動の特長】

本年度は、厚生労働省から業界団体等に対して通知された「平成27年下半期の安全衛生対策の推進について(取組依頼)」(平成26年8月6日)や、中災防をはじめとした労働災害防止団体等による各安全衛生活動の趣旨を踏まえ、厚生労働省の後援を得るとともに、労働災害防止協会4団体、都道府県労働基準協会等48団体及び安全衛生関係団体16団体の協賛の下、一層の連携を強化しこれまで以上に積極的な取組みを行うこととしている。

#### 【主唱者の主な実施事項】

- (1)全国の事業場に向けて、中災防の機関誌やWebサイトによる運動の趣旨 及び運動標語「正しい知識で 職場を安全・健康に!」の周知
- (2) 広報啓発用リーフレット「STOP!労働災害」の配布(別添)
- (3)全国の事業場に向けて、「安全衛生教育実施チェックリスト」の制作と運動 実施期間の集中的配布
- (4)「安全衛生教育相談窓口」の設置
- (5) ポスター等の掲示

- (6) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- (7) 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じて、本運動の事業場への 周知

#### 【協賛者の実施事項】

- (1)機関紙等を通じて関係団体、事業場等への周知・広報
- (2) 安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

#### 【事業場の主な実施事項】

- (1) 年間の安全衛生教育計画の作成と効果的な実施
- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 安全衛生教育に関する業務責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
  - ① 新入社員(パート・アルバイト・派遣労働者等)に対する雇入れ時教育
  - ② 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
  - ③ 特別教育を必要とする危険有害業務に新たに従事する者に対する教育
  - ④ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
  - ⑤ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習 修了者などの資格者の充足
  - ⑥ 安全衛生業務従事者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生 推進者、安全推進者等)を選任・配置するための教育等
  - ⑦ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向 上教育等
- (5)必要とされる資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進

#### 詳細は中災防のWebサイト・特設ページから

中災防の「平成 27 年度 安全衛生教育促進運動 | 特設ページ

f http://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/index.html ]

## JISHA 中災防

(注)中災防は、昭和39年に労働災害防止団体法に基づき設立された団体で、事業主の自主的な労働災害防止活動を支援するため、企業の人材の育成、安全衛生の専門技術の提供および最新安全衛生情報の提供などの安全衛生に関する総合的な事業を行っています。

会 長:榊原定征(日本経済団体連合会会長)

理事長: 関澤秀哲